

## 司法研究科

本研究科は、2004年4月に設置された専門職大学院であり、現時点では、完成年度途中にあり、当初計画の着実な実施に向けて努力を重ねているところである。本研究科における教育研究活動の「長所と問題点」を的確に評価するには、完成年度を待たなければならない。したがって、本報告は、開設後1年の状況の説明を中心とし、特に、問題点として早急に改善する必要のある事項、あるいは、将来的に検討すべき課題と認識している事項がある場合に、【点検・評価 長所と問題点】及び【将来の改善・改革に向けた方策】を記述するものとし、「特に問題となっている課題等はない」、あるいは「当初計画どおり実施する」段階の場合は、省略するものとする。

### 1. 司法研究科の使命・目的・教育目標

#### 【現状の説明】

司法制度改革審議会の意見書によると、21世紀の司法を担う法曹は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が求められている。このような21世紀に求められる法曹の養成は、同志社大学の教育理念である良心教育、国際主義教育、自由主義教育とよく合致しており、本研究科も、21世紀が求める理想の法曹を養成するため設置されたものである。

本研究科では、上記のような人材を育成するため、刑事司法に携わりたいとする者、市井にあって社会的正義の実現に寄与したいとする者、国際社会に雄飛してビジネスの分野で力を振りたいとする者等々の、多種多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、同志社の建学の精神である良心教育に裏打ちされた専門的能力を修得できるよう配慮している。

法科大学院には、法学の基礎的な学識を有する者、いわゆる「法学既修者」とそれ以外の者を受け入れており、本研究科においても、両者の教育を適切に行うよう、カリキュラムを編成している。

本研究科は、独立研究科であるが、分野を同じくする法学部・法学研究科との教育研究上の協力は不可欠である。法学部・法学研究科との連携を図りながら、所与の目的を達成できるよう組織の充実を図っていく。

未だ完成年度を迎えていない現時点で5年、10年先を見据えた具体的な到達目標を数値化することは、大学としての調整を要することも多く、困難であるが、本研究科の理念、使命からして、毎年、当該年度修了生の7割を超える新司法試験合格者を出すことが期待される。そのためには人的・物的な面での条件整備が欠かせない。特に、教育の質を高め、そしてまた優秀な学生を迎えようとすれば、教室、図書室、学生の自習室や学生同士のグループ学習室など施設面の整備が不可欠であり、2,000㎡を超える専用面積の確保がさらに必要になる。

本研究科の設置理念の一つである国際性については、文部科学省の法科大学院形成支援プログラムの助成対象校として2004年度秋に選定されたが、2年半のプロジェクトの終了後もその実績と経験を生かし、海外の研究者・実務家などとの協力関係を深めていく。具

体的には、国際的なテーマでの公開のセミナー・シンポジウムの継続開催、海外の協定校などとの教員・学生の交換、海外法律事務所への本学学生のエクスターン、本学学生を対象とする短期の海外講習の開催、海外との同時双方向授業などを実施する。また、外国語による授業や外国法科目の追加などにより、正規のカリキュラムも充実させる。

本研究科の理念、目的、教育内容等は、本学が発行する大学案内や入学試験関連のパンフレットあるいはWeb (<http://law-school.doshisha.ac.jp/>) に掲載することにより、広く社会に公表されている

## 2. 教育研究組織

第1章「同志社大学の理念と教育研究組織」に記載する。

## 3. 専門職学位課程の教育内容・方法等

### 3- (1) 教育課程等

#### 3- (1) -① 大学院研究科の教育課程

##### 【現状の説明】

本研究科の教育課程は、本学の教育理念及び「高度の専門性が求められる職業を担うための学識及び卓越した能力を培う」という専門職大学院の目的に沿って、法曹養成という明確なビジョンのもと、法科大学院設置基準の趣旨に従い、A群からH群までの各科目から編成されている。

A群（基礎科目）は、法学未修者を対象に、法律学の基礎的知識の修得を目的とする科目群である。B群（法曹基本科目）は、法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群で、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」を設置する。担当者についても、専任の実務家教員を配置するほか、派遣裁判官、派遣検察官が担当する。また、実務家として必要な高度な倫理性を身に付けるため、「法曹倫理」を設置している。C群（基幹科目）の演習科目は、カリキュラム全体の中心に位置する科目群であり、高レベルの法解釈能力の教育を行う。また、実体法と手続法の相互関連性を正確に理解させるため、演習に加えて総合演習を設置し、総合的な理解力・応用力を養成する。以上のA群、B群、C群の科目66単位が必修科目である。

選択科目は次のとおりであり、36単位以上履修するものとしている。D群（展開・先端科目）は、実務法曹としての高度の専門性を養成するための科目群である。多くの先端的法領域を網羅し、現代における法的紛争の多様化と、それに伴う専門法曹のニーズに応えるための科目を配置している。E群（法曹応用科目）も、D群と同様の応用科目群であるが、ここでは特に、学生各人のキャリア設計に即した専門的応用能力の修得という視点を重視し、刑事司法コース、ビジネス取引コース、ビジネス組織コース、国際法務コースの4コースの中から1コースを選択し、重点的に履修することを修了の要件としている。F群（アメリカ法関連科目）は、実務法曹として重要であると同時に、同志社大学法科大学院の特色でもある国際性を修得させるためアメリカ法関連科目を中心とした外国法科目を設置している。G群（基礎法・隣接科目）は、A群～C群の基本科目群と隣接し、それを補足する性格の科目群である。H群（実務関連科目）は、B群に隣接し、これを補足する実務的専門能力養成科目である。「模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「法

律文書作成」を設置している。「エクスターンシップ」では、本学に関係の深い弁護士や近畿弁護士連合会等との連携によって弁護士事務所に学生を派遣し、実務能力の養成を行う。

C群科目等、実務家教員と研究者教員が共同で担当する科目においては、両者による綿密な打合せを継続的に行い、理論と実務の架橋という目標に向けて教育内容、方法について検討を重ねており、法曹養成のための教育内容の方法・水準を維持させる方途が適切にとられているといえる。実務家教員のより一層の充実をはかるならば、この領域の教育水準を飛躍的に向上させることができる。

課程の修了には、上記の必修科目 66 単位、選択科目 36 単位、計 102 単位以上の修得を必要とする。ただし、法学既修者については、A群科目 30 単位を修得したものとみなし、A群科目を除く必修科目 36 単位、選択科目 36 単位以上、計 72 単位以上の修得を必要とする。

### 3 - (1) - ② 単位互換、単位認定等

#### 【現状の説明】

本学は、関西大学、関西学院大学、立命館大学の3大学と「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」を締結し、学生の送り出し、受け入れを行っている。本研究科もこの協定に基づく単位互換は可能であるが、現在のところ送り出し・受け入れは行っていない。国外の大学との単位互換については、将来、アメリカの大学のLLMコースへの交換留学生の派遣を実施するべく検討を進めている。本研究科入学前に取得した他大学院の単位の認定については、2004年度入学生のうち6名が申請し、のべ11科目について単位を認定した。

### 3 - (1) - ③ 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### 【現状の説明】

司法研究科は、法学部出身ではない他学部生や社会人が入学者のうち3割以上となるよう努めており、両者を合わせた入学者の割合は、2004年度は48.7%、2005年度は42.4%である。本研究科の教育課程は、専門職大学院設置基準に則って編成されており、初学者や長く学業から離れていた社会人も対応できる教育課程編成、教育研究指導上の配慮がなされている。ただし、社会人が在職のまま学修を続けることは事実上困難であるとの理解から、夜間大学院や長期履修制度等は採用していないし、外国人留学生（正規学生）の受け入れは実施しておらず、教育課程編成上特段の配慮等も行っていない。

### 3 - (1) - ④ 生涯学習への対応

該当なし。

### 3 - (1) - ⑤ 専門職大学院のカリキュラム

3 - (1) - ①で述べたとおりである。

### 3 - (1) - ⑥ 独立大学院等の教育課程

#### 【現状の説明】

本研究科は組織上いわゆる独立研究科であるが、本学には法学部法律学科が設置されており、それとの密接な協力関係を維持している。もっとも、多様なバックグラウンドを持った学生を集め、教育するという所期の目的から、本研究科においても法学の学識の多寡に関わらず、いかなる入学生にも対応できるような配慮しており、現に、本学法学部法律学科以外の出身者も多い（2004年度は69.2%、2005年度は67.7%）。

### 3－（１）－⑦ 連合大学院の教育課程

該当なし。

### 3－（１）－⑧ 「連携大学院」の教育課程

該当なし。

### 3－（１）－⑨ 研究指導等

#### 【現状の説明】

アカデミック・アドバイザーとして採用された若手弁護士（2004年度は8名、2005年度は16名）が、チームを組み交代で、月曜日から金曜日までの19時～21時の間、学生の教育指導にあたっている。教員全員がオフィスアワーをもうけ、教育指導にあたっている。

年度始めの4月には、新入生、在学生別に、必修科目・選択科目それぞれについて丁寧に履修指導を行っている。新司法試験の選択科目が決まったときに1回、プレテストが行われたのちに択一試験に関係して1回、論文試験に関係して1回、というように、必要に応じて履修指導、教育上の指導を適切に行っている。

### 3－（１）－⑩ 「連携大学院」における研究指導等

該当なし。

### 3－（２）教育方法等

#### 3－（２）－① 教育効果の測定

##### 【現状の説明】

本研究科における教育効果の基本的な測定基準は新司法試験の合格者数であるが、新司法試験はまだ実施されていない。それ以外で言えば、本研究科では、大半の科目で学期末試験を実施しており、筆記試験を実施しない科目についてもレポート試験を課している。それをとおして教育効果を測定している。2004年度秋学期開講科目の場合、27科目のうち19科目が筆記試験を実施し、8科目がレポート試験を課した。また、複数クラスを開講しているC群基礎科目ではクラスを通して学生の実力を測定するため、全クラス統一の試験を実施している。C群の演習科目では、双方向、他方向の授業方法を用いており、学生の発言によって学生の理解度、習熟度を測りながら授業を進めている。

#### 3－（２）－② 成績評価法

##### 【現状の説明】

本研究科では、開設時からA＋～Fの7段階の評価で学生に通知するとともに、GPA制度を導入している。統一的な成績評価基準を作成することで、科目間やクラスの間で成

績評価にアンバランスが出ないように、また論文によらない学位授与に相応しい厳密な成績評価ができるよう、検討を重ねている。

### 3 - (2) - ③ 教育・研究指導の改善

#### 【現状の説明】

本研究科では、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するために、研究科内にFD委員会を設け、授業の内容や方法の改善のため教員研修や授業傍聴などの企画・実施を行っている。また、学生には、学年の初めにシラバス集を配布して、授業の概要、授業計画、成績評価の基準、テキスト、参考文献等を明らかにしている。さらに、各学期末には、学生による授業評価アンケートを実施している。

シラバスの内容は、授業内容を丁寧に記述するなど学生の学習の指針となるよう配慮している。授業評価アンケートについては、2004年度は、授業について学生からできるだけ率直かつ具体的な意見を集めたいとの理由から自由記述のアンケート用紙を使用し、所期の目的は達成された。さらにFD活動を強化、改善していく必要もあり、授業評価アンケートについては、2005年度以降は、点数評価項目も加えて実施する予定である。

### 3 - (3) 国内外における教育・研究交流

#### 【現状の説明】

本研究科教員は、司法研修所、日本弁護士連合会、法科大学院協会や国内の他の法科大学院等が主催する各種シンポジウム、講習会等に積極的に参加し、新しい大学院制度である法科大学院の教育内容・方法について問題を共有する機会を多く持っている。

また、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」プロジェクトにより、2004年度は、国際法務に関する公開講演会2回、国際セミナー23回、国際シンポジウム2回、ワークショップ1回を開催し、さらにThe University of Wisconsin Law Schoolと学術交流に関する覚書を締結した。2005年度は、連続講演会2回、国際セミナー31回、国際シンポジウム4回、国際討論会1回である。このプログラムにより促進された国内外における教育・研究交流の輪を維持していくために、補助事業が終了する2008年度以降は、大学による人的物的なバックアップ体制が必要である。

さらに、同じく法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの共同プロジェクトとして名古屋大学他10大学と「実務技能教育教材共同開発プロジェクト」を組み、実務技能教育の分野で教材の共同利用を進めている。

国内の大学や関連機関、団体との交流は地理的な問題もあり、各種活動の中で中心的な役割を果たすまでには至っていないが、各教員が積極的に関与している。

本研究科と海外のロースクールとの交流は端緒にすぎたばかりであり、今後は、実質的な交流内容を詰めていく必要がある。

### 3 - (4) 学位授与・課程修了の認定

#### 3 - (4) - ① 学位授与

#### 【現状の説明】

本研究科の専門職学位課程を修了した者には、「法務博士(専門職)」の学位を授与する。学位授与の前提となる課程修了の要件としては、研究指導を要せず、3年間(ただし、法学既修者として入学した者は1年間在学期間が短縮される)の在学および所与の履修方法に従い102単位(3-(1)-①教育課程の項参照)を修了することにより満たされる。

なお、開設から1年しか経過していないため、現時点では学位授与の実績はない。

### 3-(4)-② 課程修了の認定

#### 【現状の説明】

本研究科では、必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者を法学既修者として入学させ、A群基礎科目30単位を履修したものとみなし、在学期間は2年で修了することができる。法学既修者として入学した者は、2004年度は全入学者156名のうち95名で、2005年度は158名中98名である。

### 3-(5) 通信制大学院

該当なし。

## 4. 学生の受け入れ

### 4-(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

#### 【現状の説明】

パンフレットやWebによる広報活動、大学内外での説明会などを通じて受験者の確保・増加に努めている。

法学未修者と法学既修者の入学志願者をそれぞれ募集して選抜している。募集人員は、法学未修者約50人、法学既修者約100人、合計150人である。第1次審査は、法学未修者・法学既修者共通の試験であり、大学入試センターの実施する法科大学院適性試験の成績を基本に、学業成績、語学能力、専門能力・資格などを総合的に評価して選抜している。

第2次審査は、法学未修者については小論文、法学既修者については法律科目試験(憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法)を行っている。

追加合格を適宜出すことにより適正な入学者数の確保を図っている。2004年度入学試験においては、募集人員150人のところ、まず第2次審査により234人を合格者とし、その後53人の追加合格者を出した結果、最終的に156人が入学した。

2004年度入学試験においては上記の選抜方法により概ね優秀な学生を確保できたと考えており、現行の選抜方法は基本的に妥当であるといえる。ただし、面接を課すべきかについては検討の余地がある。2004年度入学試験では第2次審査において面接を実施したが、受験者数が多く、短時間の面接しか行えないため、2005年度入学試験では面接を廃止した。しかしながら、学力的・人格的に優秀な学生を選抜するために面接は不可欠であるとの意見もあり、今後も検討を継続していく。

優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するためには、入学試験問題の内容を充実させることが最も重要であり、そのためには、出題者間での調整や意見の交換、他の法科大学院の入学試験問題の調査・検討などを恒常的に行うための体制作りが課題となろう。

表 1. 一般選抜入学試験の志願者、合格者、入学者数の推移

専攻	2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学	志願	合格	入学
法務	1,447	287	156	877	319	158

\* 飛び級を含む。

#### 4－（2）学内推薦制度

##### 【現状の説明】

優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するためには、出身校を考慮せず公平・公正に入学試験を行う必要があり、学内推薦制度は行っていない。

#### 4－（3）門戸開放

##### 【現状の説明】

4－（2）で述べたとおり、入学者における他大学・大学院等出身者の受け入れ状況については、特に考慮すべき事項とは考えていない。一般選抜入学試験志願者・合格者・入学者のうち、同志社大学以外の大学・大学院出身者の数の推移については下表に示した。

表 2. 一般選抜入学試験志願者・合格者・入学者のうち、同志社大学以外の大学・大学院出身者の数の推移

専攻	2004年度		2005年度	
	志願	入学	志願	入学
法務	1058	96	624	96

#### 4－（4）飛び入学

##### 【現状の説明】

大学在学期間が3年に達し、112単位以上を修得する見込みの者等について飛び入学を認め、意欲ある優秀な人材がより早く法科大学院で学ぶことができるように配慮している。2004年度入学試験では、2名が飛び入学をした。教育内容・環境の充実、学費免除制度の活用、積極的な広報活動等により飛び入学希望者の増加を図る必要がある。

#### 4－（5）社会人の受け入れ

##### 【現状の説明】

幅広い教養を持つ多様な法曹の育成という法科大学院の理念に基づき、学生の3割程度を社会人もしくは非法学部出身者とすることを目標としている。この目標を達成するため、入学試験においては、社会人の専門能力・資格、職歴、活動歴等を加算要素とし、重視している。2004年度入学試験では、入学者数156名のうち社会人（卒業後3年以上を経過している者）は62名であり、全体の39.7%に達した。2005年度入学試験では、40名（入学者全体の25.3%）が、社会人である。

新司法試験の合格率が当初の構想に比べて低く設定された（5割またはそれ以下）ことから、今後、社会人の入学希望者が減少することも予想され、教育内容・環境の充実、学費免除制度の活用、積極的な広報活動等により社会人の受験者確保に努める必要がある。

#### 4－（6）科目等履修生，研究生等

##### 【現状の説明】

科目等履修生の制度は存在するが，現在のところ，受け入れはしていない。正課授業科目への科目等履修生，聴講生の受け入れについて，特に現に実務に携わる法曹に対し，先端的・現代的分野や国際関連，学際的分野等を学ぶ機会を提供することは社会の要請であり，検討の余地がある。

#### 4－（7）外国人留学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

現在，外国人留学生の受け入れ制度は存在しないが，外国人留学生の受け入れは，国際的な視野を持つ法曹の育成にもつながり，必要であると考えられる。

外国人留学生（正規学生）の受け入れについては，日本人学生への教育効果も期待でき，検討の余地はある。なお，海外のロースクールとの学術交流を推進するために協定大学等から特別学生を受け入れることを想定している。

#### 4－（8）定員管理

##### 【現状の説明】

2005年5月1日現在の在籍学生数は308名である。2004年度，2005年度において入学定員を確保している。なお，本研究科の収容定員は450名である。各年次の入学定員，在籍者数と収容定員は，表3のとおり。

表3. 各年次の入学定員，在籍者数と収容定員

専攻	2005年度 入学		2004年度 入学		合計		
	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	収容 定員	在籍 者数	比率
法務	150	158	150	150	450	308	1.46

## 5. 教員組織

### 5－（1）教員組織

##### 【現状の説明】

研究者教員，裁判官・検事・弁護士経験者からなる専任教員，その他非常勤教員として多数の現役弁護士の参加を求め，研究者教員・実務家教員との共同授業により，実務を意識した高度な法曹教育を行う陣容となっている。2005年5月現在，専任教員は38名（うち5名はみなし専任）で，そのうち，研究者教員は28名，実務家教員は10名である。実務家教員10名のうち，専任教員は5名，みなし専任は5名である。実務家専任教員の内訳は，裁判官出身が2名，検察官出身が1名，特許庁出身が1名，米国弁護士が1名である。みなし専任の5名は，すべて弁護士である。

さらに，専任教員以外の実務教員として，派遣裁判官（2名），派遣検察官（1名），弁護士（15名），米国弁護士（1名）の協力を得ている。

教員の高齢化は必ずしも教育面の評価と直結するものではないが、専任教員の年齢構成は以下のとおりであり、バランスのとれた年齢構成が長期的には望まれる。みなし専任を除く専任教員 33 名のうち、30 歳以上 40 歳未満は 3 名、40 歳以上 50 歳未満は 4 名、50 歳以上 60 歳未満は 11 名、60 歳以上 70 歳未満は 12 名、70 歳以上は 3 名である。

なお、設置基準に基づいたものであるが、2004 年 4 月の開設時には専任教員のうち 10 名が、2005 年 4 月現在では 8 名が法学部・法学研究科にも所属している現状にある。これは設置時の暫定措置であり、2008 年度までには解消する予定である。

教育水準を維持しながら、できるかぎり専任教員の年齢構成をバランスのとれたものとするように、今後、採用人事においては配慮していくこととする。司法研究科を構成する専攻とその人員については、表 4 に示したとおりである。

表 4. 司法研究科を構成する専攻とその人員

専攻	収容定員	在籍学生数(a)	設置基準必要教員数*1		専任教員(b)								みなし専任				在籍学生数(a) / 専任教員数(b)	
			実務家教員*2	みなし専任*3	教授	助教授	講師	合計	実務家教員(内数)				実務家教員					
									教授	助教授	講師	合計	教授	助教授	講師	合計		
法務	450	308	30	6	4	30	3	0	33	4	1	0	5	2	0	3	5	8.80

\*1 設置基準必要教員数のうち半数は教授でなければならない。

\*2 専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者。

\*3 実務家教員の一部は、専任教員以外のものであっても、1 年につき 6 単位以上の授業を担当とし、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足る。

\*4 ここに記載する講師は嘱託講師である

## 5 - (2) 研究支援職員

### 【現状の説明】

2004 年度は 9 名のティーチング・アシスタント (T A) を、2005 年度は 17 名の T A, 11 名のティチャーズ・アシスタント (T s A コピーなど単純作業のみをおこなう) を任用し、配置した。

法科大学院には、豊富な研究資料と能力の高いローライブラリアンが必要である。また、本学の研究室規程に基づく、教員の学術研究を助成するための「研究室」組織は設置されていない。研究室体制整備の問題とともに、ローライブラリアンの育成・配置について早急に検討する必要がある。

## 5 - (3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

### 【現状の説明】

大学院教員の任用資格については、同志社大学大学院教員任用内規第 4 条で、専門職学位課程の教員は、「次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者」とし、「①専門分野について、教育上又は研究上の実績を有する者、②専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、③専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」と規定し、任用は、「研究科教授会の議を経て、大学評議会において決定する」としている。

この内規に基づいて、本研究科における教員の募集、任免・昇格に関する事項については、「同志社大学大学院司法研究科教授会における人件審議に関する内規」、「同志社大学司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」がある。

教授会構成員は誰でも、人件審議にかけるに相応しいと考える者を、関係書類を添えて研究科長に推薦できる。研究科長は、推薦を受けた者の採用人件を教授会に提案し、承認された場合には3名の業績・研究報告委員を教授会に提案する。2週間の書類閲覧期間を設けた後の教授会（構成員の3分の2以上の出席が必要）で業績・研究報告委員の報告があり、投票が行われる。採用の決定のためには、出席した構成員の3分の2以上の賛成が必要である。この基準は、特別客員教授の採用についても準用されている。

また教授会構成員は誰でも、客員教員・嘱託講師として任用する相応しいと考える者を関係書類を添えて研究科長に推薦することができる。研究科長は、推薦された者の採用人件を教授会に提案し、推薦者が教授会で推薦理由を説明する。出席した教授会構成員の3分の2以上の賛成があれば任用される。

#### 5－（4）教育・研究活動の評価

##### 【現状の説明】

教育活動の評価については、現在のところ、学期末に全学一斉におこなわれる「学生による授業評価アンケート」を実施し、その回答に基づいて各教員が自己評価する段階にとどまっているが、ファカルティ・ディベロップメント委員会の責任で、有効な活用方策の検討を始めている。

研究活動の評価については、現在のところ、大学の研究開発推進機構が毎年おこなう「同志社大学研究者情報データベースに関する調査」に回答する段階にとどまっている。大学は、Web等でその調査結果を公開している。

#### 5－（5）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

##### 【現状の説明】

特に本学の法学部、法学研究科とは、講義、修士論文指導などで相互に教員を派遣し合い、またお互いの教授会記録をそれぞれの教授会で回覧するなど日常的な協力関係の強化に努めている。また、内外の優れた研究者などを招いての講演会などについても、必要と判断した場合には共同企画をするようにしている。

### 6. 研究活動と研究環境

#### 6－（1）研究活動

##### 6－（1）－① 研究活動

##### 【現状の説明】

各教員の研究活動状況は完全には把握できていないが、2004年度に発行された6冊の「同志社法学」に投稿した教員は12名である（論説14本、判例研究2本、翻訳2本）である。

著書の出版は7名で9本、学外誌への論文の執筆は13名で27本、判例研究の執筆は14名で21本、翻訳は1名で1本、その他は15名で14本である。4名が5点の六法の編纂に関係している。研究成果の発表状況については、表5に示した。

表 5. 研究成果の発表状況

(1) 学会誌等に掲載された著書, 論文等の数

研究科	2004 年度
司法	77

(2) 学会発表の件数 (内数: 国際学会)

研究科	2004 年度
司法	1

(3) 学会受賞等の受賞件数

研究科	2004 年度
司法	0

\* 研究者情報データベース, Bookplus, Magazinplus, 法律時報文献月報検索サービスによる。

## 6 - (1) - ② 研究における国際連携

### 【現状の説明】

文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」により海外の著名な研究者や法律家を多数招いてのシンポジウムやセミナー, ワークショップなどを通して, 研究における国際連携の種が蒔かれている段階である。

## 6 - (1) - ③ 教育研究組織単位間の研究上の連携

### 【現状の説明】

教員が個人的に法学部等の教員と同じ研究会に参加し, 結果的に共同して研究を行っている場合はあるが, 他の学部や研究科と研究に関して連携する制度は存在しない。

視野の広い学際的な研究を行うためには, 法学部・法学研究科, ビジネス研究科, 総合政策科学研究科などを中心に研究上の連携を行うための体制作りが必要である。また, 本学研究開発推進機構の日本会社法制研究センター, ワールド・ワイド・ビジネス研究センター等との連携をすすめていくことも必要である。そのためには, 科学研究費補助金や研究助成金の申請を積極的に行うことが有用であろう。

## 6 - (2) 研究環境

### 6 - (2) - ① 経常的な研究条件の整備

#### 【現状の説明】

同志社大学の個人研究費は, 専任教員 (任期付教員を含む。) 1 人あたり年額 49 万円である。その用途範囲は直接研究に関係がある諸経費で, 旅費は, 個人研究費の範囲内で使用する。海外の学会出張旅費にも充当が可能である。海外出張に関しては, 個人研究費以外に, 30 万円を限度に年 1 回使用可能な外国旅費補助制度があり, 本研究科教員の 2004 年度実績は 1 件であった。同志社大学には, 専任教員が一定期間, 外国において研究または学術調査に専念する在外研究員の制度が, また, 専任教員が一定の期間通常の職務を離れ, 国内において研究または調査に専念するための国内研究員の制度があるが, 本研究科は完成年度途中であるため, これらの研究員とはなっていない。また, 本研究科配分の図書費予算のうち, 教員個人の判断で公費購入できる図書費の枠を 1 人当たり 20 万円設けている。

教員研究室については、専任教員には研究室個室（1室平均 20.5 m<sup>2</sup>）が寒梅館（7－（1）で後述）に整備されている。

全体として教員の研究意欲は強い。本研究科教員の授業担当時間数（2005年度）を表にしたが、しかし、本研究科における教育は、講義準備や学生の質問への回答など、講義の前後に費やされる時間は予想をはるかに超えており、特にC群科目演習、総合演習は1単位当りの実質的負担は少なくとも他学部、他研究科の3単位に相当する。そのために研究活動に十分な時間が割けないというのが、すべての教員に共通する悩みである。

表 6. 司法研究科教員の授業担当時間数（2005年度）

	教授	助教授
最高担当時間数	14.0	10.0
最低担当時間数	4.0	8.0
平均担当時間数	8.9	9.3

\* 上表は、司法研究科専任教員 33 名のうち「専任であるが、他の学部・大学院の専任教員」8 名を除いた 25 名と「みなし専任」教員 5 名のうち客員教授である 2 名の計 27 名の司法研究科設置科目の授業担当時間数の統計である。これらの教員が、他学部・他研究科において兼任教員として担当している科目については、上表の統計に含まれていない。

#### 6－（2）－② 競争的な研究環境創出のための措置

##### 【現状の説明】

2004年度の科学研究費補助金の申請は2件である。必ずしも活発とはいえないが、開設2年目で、多くの教員が教育面での負担や雑務等により多忙であり、研究に十分な時間を割けないことも一因と考えられる。

今後、教員数の増加、委員会の統廃合、不必要な雑務の取り止めなどにより、十分な研究時間を確保し、教員の積極的な申請を促していく。科学研究費補助金の申請・採択状況については、表7のとおり。

表 7. 科学研究費補助金の申請・採択状況

学 科	2002 年度			2003 年度			2004 年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
法務専攻	—	—	—	—	—	—	2	1	50.00

#### 6－（2）－③ 研究上の成果の公表、発信・受信等

##### 【現状の説明】

研究論文や研究成果の公表を支援する措置として、同志社大学学術奨励研究費規程に基づく研究成果刊行助成費の制度、及び、本学で開催する学会に対する学会補助金がある。開設後間もないことから、これらの制度を有効に活用するにいたっていない。

#### 6－（2）－④ 倫理面からの研究条件の整備

##### 【現状の説明】

2005年度から新たに「同志社大学研究倫理規準」、『同志社大学「人を対象とする」研究

倫理規準』が制定され、それぞれの規準に関する委員会が設置された。研究倫理意識の高揚や啓発のための施策、「人を対象とする」研究計画の審査などは、これから、各委員会において検討あるいは審議されることになる。

## 7. 施設・設備等

### 7- (1) 施設・設備

#### 7- (1) -① 施設・設備等

##### 【現状の説明】

本研究科は、2004年開設と同時に竣工した施設（寒梅館）に専用施設を有している。学生用の主要施設・設備は、教室（781.9㎡）、自習室（3室 1472.6㎡）、共同学習室（8名用2室・12名用1室 57.2㎡）、セミナー室（24名用2室 105.4㎡）、アカデミック・アドバイザー室（1室 47.7㎡）、図書室・情報検索室（539㎡）、学生ラウンジ（2室 90.3㎡）である。教室は、50名収容、80名収容、118名収容の講義用教室各1室、30名収容の演習用教室4室、50名収容の模擬法廷用教室1室である。

全教室には収容人数分、自習室にはキャレル総数分のPC用情報コンセントを設置している。また、情報検索室には22台のPCを、模擬法廷にはビデオ撮影・上映用機材を設置している。自習室のキャレルの総数は329席（2006年3月までに136席増設予定）であり、図書室の座席数は60席である。

教員用の施設・設備は個人研究室36室、嘱託講師控室1室（全室PC用情報コンセント付）、教員ラウンジ等がある。

学生用キャレルは、24時間使用可能であり、図書室・情報検索室は平日9時～22時、土日9時～18時まで利用可能である。

しかし今後の課題として、研修生や卒業後新司法試験受験する学生のため施設・設備も必要であり、現状では不足することが予想される。全学的な施設整備計画の中で検討される課題であるが、施設・設備面でゆとりのある環境を整備していく必要がある。

#### 7- (1) -② 先端的な設備・装置

特になし。

#### 7- (1) -③ 独立研究科の施設・設備等

##### 【現状の説明】

7- (1) -①で述べたとおりであるが、今後、一層ゆとりのある施設・設備が必要である。

#### 7- (1) -④ 夜間大学院などの施設・設備等

該当なし。

#### 7- (1) -⑤ 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

特になし。

#### 7- (1) -⑥ 維持・管理体制

### 【現状の説明】

施設の維持管理は、全学的に施設部が行っており、施設部長が所管業務を統括している。司法研究科専用施設の運用、備品の管理に関する事項は、本研究科において行っている。本研究科では、複数の教員から構成される研究教育環境委員会（委員長は研究主任）があり、施設・備品の維持・管理に関する情報を日常的に収集し、研究科長に伝達するなど必要な措置を講じている。

## 7－（2）情報インフラ

### 【現状の説明】

司法研究科は法曹の育成を最大の目的としていることから、図書室に所蔵される図書は学生の学習用図書・雑誌が中心となっている。所蔵図書は9,435冊（うち外国書723冊）で、学術雑誌191種（うち外国雑誌4種）、視聴覚資料7点、データベース6種である。研究用図書・雑誌（バックナンバーを含む）の所蔵を充実させるためには図書室スペースの拡充が必要になる。

学生は、PC用情報コンセントを利用して、大学や法学部研究室が契約しているデータベースなどを活用できる。本研究科ではHein Online, L L I, Westlaw, T K C ローライブラリーに接続できる。また、名古屋大学が主となっている文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」に参加し、模擬裁判など実務教育教材を共有し、活用できる準備を進めている。